

「新しい生活様式における地域活動と健康に関する調査」における 個人情報の外部提供について（概要）

1 「新しい生活様式における地域活動と健康に関する調査」について

調査の概要

令和3年2月に策定した「墨田区高齢者福祉総合計画第8期介護保険事業計画」(以下「8期計画」という。)では、新たにフレイル(1)予防をはじめとする高齢者の介護予防を総合的に推進することとし、介護予防の自主グループの増加を図ることとしている。また、重点推進事業である生活支援体制整備事業においても、みまもりを兼ねたサロンなどの交流・通いの場の拡大を目標にしている。

本調査は、8期計画の事前調査でも対象とならなかった壮年期の区民を含めた55歳から84歳までの区民を対象に、新しい生活様式における地域活動と健康に関するアンケート調査を実施するものである。その結果は、今後の各地域の特性に応じた多様な通いの場づくりに活用するほか、新型コロナウイルス感染症による影響を分析し、新しい生活様式に合わせた通いの場づくりにも活用する。

本調査を以下に掲げる方法で実施することにより、次のような具体的なメリットを享受することができる。

ア 区でこれまで保有していなかった壮年層のデータ、ICTの利用に関するデータ、新型コロナウイルス感染症による影響下での健康状態、生活状況、近隣住民との関わり、グループ活動への参加状況のデータなどの有用なデータが得られる。

イ 専門的な調査・分析が行われるため、精度の高い結果が期待できる。

ウ 令和2年度から、東京都の1区、1市で同一の調査が実施されている(2)ことから、他の自治体との比較が可能になる。

(1) ...年齢とともに心身の活力(筋力や認知機能など)が低下して、要介護等となるリスクが高い状態

(2) ...令和2年度：渋谷区・町田市、令和3年度：墨田区・国分寺市

実施主体

地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター「東京都健康長寿医療センター研究所 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター」(以下「健康長寿医療センター」という。) 墨田区及び国分寺市による共同調査

健康長寿医療センターは、東京都の委託を受け、地域特性に応じた適切な介護予防・フレイル予防活動及び多様な通いの場づくりを可能にするための地域診断指標の開発を行っている。

対象者

令和3年9月1日時点で、墨田区住民基本台帳に登録されている55歳から84歳までの日本人9,000人を対象とする。

なお、対象者は無作為に抽出し、住民基本台帳事務におけるDV被害者等の支援措置を受けている方は除く。

調査方法

ア 調査対象者に調査票を送付する。

調査票については、無記名方式とする。回答者の年齢区分（65歳以上か65歳未満かの2種）、日常生活圏域（住所から8区分）及び性別を区別できる記号を付している。

イ 回答期限を約3週間と設定し、返送された調査票を集計する。

ウ 集計した結果について分析を行い、報告書を作成する。

なお、一連の調査は健康長寿医療センターが主体となって行うが、上記ア及びイについては、健康長寿医療センターが事業者に委託することにより行う。

調査時期

令和3年10月（予定）

調査結果報告

令和4年3月（予定）

2 個人情報の外部提供について

外部提供する個人情報の項目

対象者の氏名、住所、性別及び年齢区分（55歳～64歳・65歳～84歳の区分）

外部提供する理由

健康長寿医療センターが調査対象者に対して調査票を送付するに当たり、送付先情報として氏名及び住所のデータが必要となるため、区が住民基本台帳システムからこれらのデータを抽出し、健康長寿医療センターに提供する必要がある。

また、性別及び年齢区分については、当該項目が記載漏れ等の場合に統計的データクリーニング（3）を行うことで、分析対象外となる無効回答を減らし、より精度の高い結果を得るために、健康長寿医療センターに提供する必要がある。

（3）…アンケート調査後に回収した調査票の記入内容を点検し、回答の誤りや不備を修正すること。

外部提供の方法

ICT推進担当が住民基本台帳システムから条件に合致するデータを無作為抽出し、高齢者福祉課で8つの日常生活圏域に分けるなど処理をした9,000人分の発送用名簿を健康長寿医療センターに手渡しで提供し、健康長寿医療センターが委託事業者を提供する。宛名ラベルは、委託事業者が作成する。

外部提供の時期

運営審議会での承認後、令和3年9月下旬（予定）に提供する。

3 個人情報の安全管理

次に掲げる事項について、健康長寿医療センター及びその委託事業者に遵守させるものとする。

発送用名簿及び宛名ラベルを施錠可能な場所に保管する等、個人情報の漏えいの防止及び秘密保持に努めること。

個人情報を提供する目的以外で使用しないこと。

個人情報第三者へ提供しないこと。

個人情報を複写及び複製しないこと。

宛名ラベル作成後の発送用名簿及び使用しない宛名ラベルは、複数人の確認のもと消去し、消去後にデータ消去証明書を健康長寿医療センター及び委託事業者ともに区に提出すること。

調査票が返送された封筒に個人情報が記載されている場合は、シュレッダーで裁断する等適切な方法で廃棄すること。

漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに区へ報告すること。

4 本人への通知

調査票に同封するアンケート調査協力への依頼文において、住民基本台帳から抽出した個人情報を外部提供した旨を記載することにより、本人に対して通知する。